

令和3年度報酬改定資料（指定特定（障害児）相談支援事業所編）

令和3年度報酬改定 に関する概要について

1

世田谷区役所

障害福祉部

障害施策推進課 事業担当

はじめに

2

- ▶ 本資料は、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料等を基に、世田谷区内の指定特定（障害児）相談支援事業者に向けて、指定特定（障害児）相談支援の報酬改定に係る主な改定事項をまとめて作成した資料です。
- ▶ 本資料は、主に「令和3年2月4日開催 第24回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料」を基に作成しています。詳細については、厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料をご覧ください。
- ▶ 本資料は、令和3年2月時点作成のものであります。最新情報は厚生労働省ホームページをご確認ください。

報酬改定に関する届出について

- ▶ 報酬改定に関する変更届出書の提出期限（予定）
令和3年4月15日（木曜日）
- ▶ 変更届出書の各種様式や記載方法その他詳細につきましては、下記区ホームページに掲載予定です。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/017/d00038612.html>

質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し①

① <基本報酬の充実及び特定事業所加算の見直し①>

- 基本報酬について、経営状況を踏まえ、経営実態が厳しい小規模事業所について、大幅に基本報酬を引き上げる。
- 人員体制（相談支援専門員の常勤配置数）に応じた従来の「特定事業所加算」については、事務手続き負担が軽減されるよう、基本報酬へ組み込む。
 - 令和3年3月末までの措置とされていた現行の特定事業所加算Ⅱ及びⅣについては、これらに対応した基本報酬区分を設けることによって実質的に継続する。
- 常勤専従職員の配置を更に促進するため、従来より要件緩和した報酬区分を創設
 - 相談支援事業所における常勤専従職員の配置を促すため、現行の特定事業所加算Ⅳの「常勤専従の相談支援専門員を2名以上配置する」という要件を緩和した「2人のうち1人以上が常勤専従であること」を要件とする基本報酬区分を設ける。

質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し① <基本報酬の充実及び特定事業所加算の見直し②>

- 常勤専従1名の配置が必須の上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする。（地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所間の協働である場合。）
 - 複数の事業所の協働による体制や質の向上に向けた取組を評価する観点から、地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所全体で人員配置要件や24時間の連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすことを可能にするとともに、人材確保の困難性を踏まえ、他のサービスで認められている従たる事業所の設置を認める。

質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し①<基本報酬の充実及び特定事業所加算の見直し③>

| [令和3年改定後の段階別基本報酬単価] | | | |
|---------------------|-------------------|-------------|-----------------------------|
| 報酬区分 | 常勤専従の 相談支援専門員数 | サービス利用支援費 | |
| | | 現行 | 報酬引き上げ 特定事業所 加算の組み込み後 |
| 機能強化(Ⅰ) | 4名以上 | | 1,864単位 |
| 機能強化(Ⅱ) | 3名以上 | | 1,764単位 |
| 機能強化(Ⅲ) | 2名以上 | 1,462単位 | 1,672単位 |
| 機能強化(Ⅳ) | 1名以上 | | 1,622単位 |
| 機能強化なし | | | 1,522単位 |
| 報酬区分 | 常勤専従の 相談支援専門員数 | 継続サービス利用支援費 | |
| | | 現行 | 報酬引き上げ 旧特定事業所 加算の組み込み |
| 機能強化(Ⅰ) | 4名以上 | | 1,613単位 |
| 機能強化(Ⅱ) | 3名以上 | | 1,513単位 |
| 機能強化(Ⅲ) | 2名以上 | 1,211単位 | 1,410単位 |
| 機能強化(Ⅳ) | 1名以上 | | 1,360単位 |
| 機能強化なし | | | 1,260単位 |

令和3年2月4日 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容
(案) P6より抜粋

質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し① <基本報酬の充実及び特定事業所加算の見直し④>

▶ 【主任相談支援専門員配置加算の新設】

全ての報酬区分において常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置した上で、事業所の従業者に対し、主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算。

【単位数：100単位】

→主任相談支援専門員の配置については、見直し後の基本報酬のいずれの区分においても、常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置していることを別途評価することとし、現行の特定事業所加算Ⅰに対応する基本報酬区分の要件としては主任相談支援専門員の配置を求めない。

質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し ② <計画決定月及びモニタリング対象月以外における 相談支援業務の評価①【支給決定前】>

▶ 【初回加算の拡充】

障害福祉サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始（サービス等利用計画の策定）までの期間内に一定の要件を満たす相談支援の提供を行った場合、初回加算において更に評価する。

※契約締結日を含む月以後、サービス等利用計画案提出月までに一定期間を要した場合であって、月2回以上の面接や同行等の対面による相談に応じた場合。

【単位数：300単位／月（計画相談）

500単位／月（障害児相談支援）】

質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し ② <計画決定月及びモニタリング対象月以外における 相談支援業務の評価②【サービス利用中】>

▶ 【集中支援加算の新設】

サービス利用中であって、モニタリング対象月以外の月に一定の要件を満たす支援を行った場合に評価する。

▶ ※下記のような事例等を想定。

- ①障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合。
- ②利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合（モニタリング月以外）
- ③障害福祉サービス等の利用の調整に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合。

【単位数：面接、会議開催、会議参加について各300単位】

質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し ② <計画決定月及びモニタリング対象月以外における 相談支援業務の評価③【サービス終了前後】>

- ▶ 【居宅介護支援事業所等連携加算の拡充及び保育・教育等移行支援加算の新設】

サービス終了前後に、一定の要件に基づく他機関へのつなぎの支援を行った場合に評価する。

- ▶ ※介護保険の居宅介護支援事業者等又は保育所、特別支援学校、企業等への引継に一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合を想定。

- ①当該月に2回以上、自宅等を訪問することにより面談を実施
- ②他機関の招集する当該利用者に係る個別のケア会議に参加
- ③他機関との連携にあたり、連携機関の求める情報提供を書面により実施（この目的のために作成した文書に限る。）

【単位数：300単位※書面による情報提供は100単位】

質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

③ <精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進>

<ピアサポートの専門性の評価>

- ▶ 【ピアサポート体制加算の新設】
- ▶ ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等（経験者としての視点で、リカバリー体験を活かした助言や共に行動をする支援）を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、研修等の一定の要件を設けた上で、加算により評価する。

※精神障害のみでなく、身体障害、知的障害においても同様に評価する。

【単位数：100単位/月】

質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

④ <精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進>

※ ピアサポート体制加算の算定要件

(1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）。

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者※

※ 「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可。）

(2) (1) の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

(3) (1) の者を配置していることを公表していること。

障害者虐待防止の更なる推進

＜基準省令の改正＞

- ①従業者への研修実施の義務化
- ②研修実施や虐待が起こりやすい職場環境の確認、改善を行うための組織として虐待防止委員会設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することを義務化する。虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等
- ③虐待の防止等のための責任者の設置の義務化
- ※令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）
- ※小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

感染症や災害への対応力の強化

①感染症対策の強化

全ての障害福祉サービス等事業者感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催や指針の整備、研修や訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

※ 3年の経過措置（準備期間）を設ける。

②業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定や、研修、訓練の実施等を義務づける。

※ 3年の経過措置（準備期間）を設ける。

その他事項【事務負担軽減（ICT活用含む）及び適切なモニタリング頻度の設定について】

➤ ①<障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用について>

サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

➤ ②<事務負担軽減について>

事務負担軽減のため、加算の算定要件となる業務の挙証書類については基準省令で定める記録（相談支援台帳（サービス等利用計画））等に記載・保管することで可とする。

➤ ③<適切なモニタリング頻度の設定について>

適切なモニタリング頻度を担保するために国が以下の方策を行う

- ・利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度を決定すること等の周知徹底
- ・モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示 等

新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、通常の基本報酬に0.1%分の上乗せを行う。
なお、同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域における障害福祉サービス等の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する。

《新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価》

全ての障害福祉サービス等事業所 基本報酬の合計単位数 × 0.1%

※ 原則、令和3年9月サービス提供分までの措置とする。